MORINAGA

第166期
定時株主総会
招集ご通知

■ 開催日時

平成26年6月27日(金) 午前10時
(受付開始時刻　午前9時)

■ 開催場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
アネックスタワー5階
「プリンスホール」

■ 決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての委任の件
第4号議案　取締役10名選任の件
第5号議案　監査役1名選任の件
第6号議案　補欠監査役1名選任の件

目　次

第166期定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 3
連結計算書類 …… 23
計算書類 …… 26
監査報告書 …… 30
株主総会参考書類 …… 34

森永製菓株式会社

証券コード 2201

証券コード　2201
平成26年6月9日

株　主　各　位

東京都港区芝五丁目33番1号
森永製菓株式会社
代表取締役社長　新井　徹

第166期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第166期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成26年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻　午前 9時）

2. **場　　所**　東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル　アネックスタワー5階
「プリンスホール」

3. **目的事項**
報告事項
1　第166期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2　第166期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第 1 号 議 案　剰余金の処分の件

第 2 号 議 案　定款一部変更の件

第 3 号 議 案　当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての委任の件

第 4 号 議 案　取締役10名選任の件

第 5 号 議 案　監査役1名選任の件

第 6 号 議 案　補欠監査役1名選任の件

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 計算書類の個別注記表および連結計算書類の連結注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している個別注記表および連結注記表も含まれております。

 【当社ウェブサイト】
 http://www.morinaga.co.jp/company/ir_news.html

3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は上記のインターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
4. 株主総会終了後の商品説明会は、会場の都合により開催いたしません。株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申しあげます。

添　付　書　類

添付書類(1)

事　　業　　報　　告

（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

1.　森永製菓グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益の改善を背景に家計所得や投資が増加し、景気は緩やかな回復基調にあり、これまで続いていたデフレ状況も解消されつつあります。こうした経済状況の中、当社グループを取り巻く菓子・食品市場環境は、個人消費が徐々に持ち直しつつあり、連結会計年度後半には消費税率引き上げの駆け込み需要も一部にみられました。

このような経営環境のもと、当社は効果的なマーケティング投資により主力ブランドや次世代を担うブランド群を中心とした売上規模の拡大に取り組んでまいりました。また、生産部門の生産効率向上や間接部門の業務集約・効率化等、全社的に経営の効率化に取り組み、企業収益力の強化を図ってまいりました。

売上高は、主力の食料品製造事業が年間を通して堅調に推移し、全体で1,646億3百万円と前年同期実績に比べ117億1千8百万円（7.7％）の増収となりました。

損益は、原料単価の高騰により売上原価率が上昇したものの、売上高の増収やコスト削減の効果等により、営業利益は前年同期実績に比べ11億6千3百万円(43.2％)増益の38億5千8百万円、経常利益も前年同期実績に比べ14億7千3百万円(49.6％)増益の44億4千6百万円となりました。また、当期純利益につきましては80億9千万円と前年同期実績に比べ66億7千1百万円（470.0％）と大幅な増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。
なお、第１四半期連結会計期間より、事業の内容等を勘案した結果、米国森永製菓株式会社を＜食料卸売事業＞セグメントから＜食料品製造事業＞セグメントに変更しております。
前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

＜食料品製造事業＞

菓子部門

国内では、主力ブランドの「ハイチュウ」が定番品や袋タイプの商品が伸長したことにより好調に推移し、「ダース」は定番品の好調に加え新商品が堅調に推移したことで前年同期実績を上回りました。一方、「小枝」は引き続き苦戦し、「ミルクキャラメル」「森永ビスケット」「チョコボール」「おっとっと」は前年同期実績を下回りました。主力ブランド全体では前年同期実績並みとなり、「カレ・ド・ショコラ」が好調に推移し、平成25年1月より販売を開始した「プリングルズ」の売上が加わったこともあり国内全体で増収となりました。さらに海外の売上も伸長したことにより、菓子部門全体の売上高は867億2千5百万円と前年同期実績に比べ70億4千3百万円（8.8％）増となりました。

食品部門

主力ブランドの「ミルクココア」はテレビ番組での健康効果の訴求もあり前年同期実績を上回り、夏場の飲用シーンを広げ伸長した「甘酒」も引き続き好調に推移し、前年同期実績を上回りました。ケーキミックスグループが前年同期実績並みに推移し、国内全体で増収となりました。さらに当期より新たに連結子会社となった森永キノインドネシア株式会社の売上も加わり、食品部門全体の売上高は147億4千5百万円と前年同期実績に比べ12億6千4百万円（9.4％）増となりました。

冷菓部門

主力ブランドの「チョコモナカジャンボ」および「バニラモナカジャンボ」のジャンボグループは引き続き好調に推移し、「チョコモナカジャンボ」は13年連続で売上を伸長しました。また「サンデーカップ」や「ビスケットサンド」「板チョコアイス」が好調に推移したことや、マルチパック商品も前年同期実績を上回ったことで、冷菓部門全体の売上高は288億2千7百万円と前年同期実績に比べ23億7千万円（9.0％）増となりました。

健康部門

主力ブランドの「ウイダーｉｎゼリー」はテレビ広告の効果もあり前年同期実績を上回りました。また、「天使の健康」シリーズの通販事業も「おいしいコラーゲンドリンク」が前年同期実績を上回ったことで、健康部門全体の売上高は221億2千9百万円と前年同期実績に比べ10億2百万円（4.7%）増となりました。

これらの結果、＜食料品製造事業＞の売上高は1,537億6千5百万円と前年同期実績に比べ8.5%増となりました。セグメント利益は30億8千5百万円と前年同期実績に比べて11億7千5百万円の増益となりました。

［主力商品売上高前年同期比］

菓子部門		食品部門	
ミルクキャラメル	９５%	ミルクココア	１０７%
森永ビスケット	９８%	ケーキミックスグループ	１０１%
チョコボール	９４%	甘酒	１１４%
小枝	８６%	冷菓部門	
ダース	１０６%	ジャンボグループ	１１８%
ハイチュウ	１０７%	サンデーカップ	１１２%
おっとっと	９８%	ビスケットサンド	１１１%
菓子主力品計	１００%	板チョコアイス	１２５%
カレ・ド・ショコラ	１２７%	マルチパック	１０６%
		健康部門	
		ウイダーｉｎゼリー	１０２%
		おいしいコラーゲンドリンク	１０９%

※表内の数値は国内売上高にて算出

＜食料卸売事業＞

売上高は74億1千6百万円と、前年同期実績に比べ2.6%減となりました。セグメント利益は5億4千2百万円と前年同期実績に比べて5千8百万円の増益となりました。

＜不動産およびサービス事業＞

売上高は、不動産事業が前年同期実績を下回り、ゴルフ事業は2月の大雪の影響もあり前年同期実績を下回り、事業全体も28億3千9百万円と前年同期実績に比べ4.3%減となりました。セグメント利益は7億9千5百万円と前年同期実績に比べ5千3百万円の減益となりました。

＜その他の事業＞

売上高5億8千2百万円、セグメント利益2億2百万円であります。

セグメントの売上高推移は次のとおりであります。

セグメントの名称	第163期	第164期	第165期	第166期（当連結会計年度）
	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
食料品製造事業	百万円 136,578	百万円 134,825	百万円 141,729	百万円 153,765
食料卸売事業	百万円 17,112	百万円 8,762	百万円 7,618	百万円 7,416
不動産およびサービス事業	百万円 3,016	百万円 2,978	3百万円 2,965	百万円 2,839
その他の事業	百万円 628	百万円 625	百万円 572	百万円 582
合計	百万円 157,336	百万円 147,190	百万円 152,885	百万円 164,603

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備等に対する投資の総額は145億1千7百万円であり、その内容は、主として食料品製造事業における品質向上ならびに合理化を目的とした設備の新設および既存設備に係る更新投資であります。主なものは次のとおりであります。

森永製菓株式会社
　高崎工場　　機械及び装置
森永キノインドネシア株式会社
　Sayung工場　　土地、建物、機械及び装置
　Terboyo工場　　土地、建物、機械及び装置

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は自己資金および借入金にて賄い、増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2014年度（平成27年3月期）連結売上高2,000億円、連結経常利益100億円という中期経営目標数値を掲げ、その達成に向け経営戦略を遂行してまいりました。しかし、原材料価格の高騰をはじめとして、取り巻く経営環境が厳しさを増すなか、その目標値を修正することといたしました。経営基盤の強化に向けて、引き続き以下の取り組みをスピードをもって遂行してまいります。

①新商品開発体制の強化

研究開発力やマーケティング力の強化に向け積極的に経営資源を投入し、新商品の開発体制を強化することで、既存商品のブラッシュアップや新たな価値を創出するとともに、次世代を担うブランド群の開発・育成をスピードをもって展開します。また、独自の生産新技術や研究開発力を背景とした価値創出により、市場における競争優位を確保します。これらにより売上規模の拡大と収益力の強化を図ってまいります。

②成長分野への進出加速

a. 成長分野への事業拡大の一つ「健康分野」では、スポーツを基軸に独自性のある強い商品群の開発・育成を図りブランド地位を確立してまいります。また一方、通販事業では商品力・営業力を強化し、事業の強化・拡大を図ってまいります。

b. グローバル戦略としては、経営資源を積極的に投入し現地企業との連携を進め、米国や中国、インドネシアを拠点とした東南アジアを中心に、事業展開に拍車をかけてまいります。

③更なる経営効率化の推進

a. 生産部門ではこれまで展開してきた業務改革をよりいっそう進めることで、一段高い生産性の向上を目指すとともに、引き続き工場再編やラインの統廃合等を含めた、より強固な生産体制を構築してまいります。

b. 購買力強化を継続して進める一方で、品質向上を図りながら、商品仕様を見直すことによりコスト削減に取り組んでまいります。

c. 間接部門の業務集約・効率化を含めた全社的なローコストオペレーションを推進することで更なる経営効率の向上を図り、企業体質を強固なものにしてまいります。

④ＣＳＲ活動の推進

a. 品質の安全性確保につきましては、何ものにもまさる最重要課題として認識し、従来から取り組んでいる品質保証体制の充実

や「森永ＨＡＣＣＰ」「品質アセスメントシステム」の強化などに鋭意取り組んでおります。同時にお客様からの声を経営に反映すべく、誠意・スピード・事実の的確な報告を基本に、お客様対応の充実を推進してまいります。

b. 「世界の子どもたちに貢献できる企業になる」という夢の実現に向け、未来を担う子どもたちのすこやかな成長を願い、自然体験や食育体験、スポーツ体験といった直接体験の場の提供や、国内外の教育環境整備等の社会貢献活動を展開してまいります。

c. 「エンゼルのように地球にやさしく！！」を基本理念として、地球温暖化防止のため低炭素社会の実現と持続的成長が可能な循環型社会の形成を目指し、生物多様性の保全を通じて自然共存社会の構築に寄与すべく、企業活動のあらゆる面で環境に配慮した取り組みを進めてまいります。

d. 企業価値の最大化ならびに企業の永続的発展および強化を図ることを目的に、内部統制システムの強化および経営の効率化を推進し、業務を適正に執行するとともに、社外取締役選任を含めコーポレート・ガバナンス体制の充実に継続して取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともいっそうのご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 森永製菓グループの財産および損益の状況の推移

区分	第163期	第164期	第165期	第166期 (当連結会計年度)
	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	百万円 157,336	百万円 147,190	百万円 152,885	百万円 164,603
経常利益	百万円 6,880	百万円 3,140	百万円 2,973	百万円 4,446
当期純利益	百万円 2,449	百万円 1,081	百万円 1,419	百万円 8,090
1株当たり当期純利益	円 9.38	円 4.15	円 5.45	円 31.07
総資産	百万円 127,045	百万円 128,845	百万円 141,154	百万円 144,441
純資産	百万円 51,845	百万円 52,773	百万円 52,981	百万円 62,594
1株当たり純資産	円 196.93	円 200.89	円 201.90	円 230.26

(注) 1. 第163期は災害による損失約10億円を特別損失として計上しております。
2. 第164期は関係会社株式売却益約9億円を特別利益として計上し、投資有価証券評価損約12億円を特別損失として計上しております。
3. 第166期は固定資産売却益約89億円を特別利益として計上しております。

② 森永製菓株式会社の財産および損益の状況の推移

区分	第163期	第164期	第165期	第166期(当期)
	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	百万円 134,493	百万円 131,983	百万円 138,339	百万円 147,628
経常利益	百万円 5,984	百万円 3,183	百万円 3,018	百万円 3,197
当期純利益	百万円 2,225	百万円 1,522	百万円 715	百万円 7,228
1株当たり当期純利益	円 8.52	円 5.84	円 2.75	円 27.76
総資産	百万円 119,216	百万円 121,982	百万円 131,834	百万円 133,095
純資産	百万円 52,769	百万円 54,272	百万円 53,345	百万円 60,099
1株当たり純資産	円 202.35	円 208.14	円 204.85	円 230.85

(注) 1. 第163期は関係会社株式評価損約9億円、災害による損失約10億円を特別損失として計上しております。
2. 第164期は関係会社株式売却益約10億円を特別利益として計上し、投資有価証券評価損約12億円を特別損失として計上しております。
3. 第165期は関係会社株式評価損約6億円、投資損失引当金繰入額約8億円を特別損失として計上しております。
4. 第166期は固定資産売却益約89億円を特別利益として計上しております。

(6) 主要な事業内容

セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
食料品製造事業	(菓子部門) キャラメル、キャンディ、 チョコレート、ビスケットなどの製造販売
	(食品部門) 各種飲料、 ココア、ケーキミックスなどの製造販売
	(冷菓部門) アイスクリームなどの製造販売
	(健康部門) ゼリー飲料などの製造販売
食料卸売事業	業務用食品の卸売
不動産およびサービス事業	不動産売買、不動産賃貸業、ゴルフ場経営

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
森永スナック食品株式会社	450百万円	100.0%	菓子の製造販売
森永デザート株式会社	450百万円	100.0%	冷菓の製造販売
森永エンゼルデザート株式会社	450百万円	100.0%	冷菓・菓子の製造販売
森永商事株式会社	300百万円	100.0%	食品の販売
株式会社森永ファイナンス	90百万円	100.0%	金銭の貸付、総合リース業
株式会社アントステラ	100百万円	100.0%	菓子の製造販売
高崎森永株式会社	100百万円	100.0%	菓子の製造販売
台湾森永製菓股份有限公司	354百万台湾ドル	55.2%	菓子・食品の製造販売
上海森永食品有限公司	187百万中国元	100.0%	菓子の製造販売

(注) 上海森永食品有限公司は、資本の充実を図るため、平成26年2月に増資を行い、資本金が157百万中国元から187百万中国元になりました。

③　重要な企業結合等の状況

上記の重要な子会社9社を含め連結子会社は17社で、持分法適用会社は3社であります。なお、当連結会計年度より、当社グループの海外進出の一環として、インドネシアに森永キノインドネシア株式会社を設立し、連結の範囲に含めております。

④　その他

J.W.O.Corporation（ジェイ・ダブリュ・オー　コーポレーション）と、ウイダー商標を付した健康食品ならびに飲料の製造・販売に関し、ライセンスおよび技術援助契約を締結しております。

また、バリーカレボー社とチョコレート原液の供給に関し、業務提携契約を締結しております。

(8) 従業員の状況

①　森永製菓グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
食料品製造事業	2,625名	324名増
食料卸売事業	121名	7名増
不動産およびサービス事業	79名	7名減
その他の事業	99名	29名増
全社（共通）	3名	1名増
合計	2,927名	354名増

（注）1.　従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

2.　従業員数には臨時従業員（パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含む。）の年間の平均人員2,323名は含んでおりません。

②　森永製菓株式会社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,377名	134名減	40.0歳	16.8年

（注）1.　従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

2.　従業員数には臨時従業員（パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含む。）の年間の平均人員650名は含んでおりません。

(9) 主要な営業所および工場
＜食料品製造事業＞

森永製菓株式会社	本　社	東京都港区芝五丁目33番1号					
	支　店	北海道統括支店	札幌市	東北統括支店	仙台市	関東信越統括支店	宇都宮市
		首都圏統括支店	東京都港区	中部統括支店	名古屋市	関西統括支店	尼崎市
		中四国統括支店	広島市	九州統括支店	福岡市		
	工　場	小山工場	小山市	鶴見工場	横浜市	三島工場	三島市
		中京工場	安城市				
	研究所	研　究　所	横浜市				
子会社等	国　内	高崎森永株式会社	高崎市	森永スナック食品株式会社	野田市	森永エンゼルデザート株式会社	大和市
		森永デザート株式会社	鳥栖市				
	国　外	台湾森永製菓股份有限公司	台　湾台北市	上海森永食品有限公司	中　国上海市		

(10) 主要な借入先

① 森永製菓グループの借入先の状況

借　入　先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,489百万円
株式会社みずほ銀行	5,050百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,520百万円

② 森永製菓株式会社の借入先の状況

借　入　先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,000百万円
株式会社みずほ銀行	5,000百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,500百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数** 1,000,000,000株

(2) **発行済株式の総数** 260,346,628株（自己株式10,602,220株を除く）

(3) **株主数** 37,738名（前期末比946名減）

(4) **大株主(上位10名)**

株主名	持株数	持株比率
森永製菓取引先持株会	19,488千株	7.5%
株式会社みずほ銀行	12,891千株	5.0%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	12,171千株	4.7%
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	6,568千株	2.5%
明治安田生命保険相互会社	6,230千株	2.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,974千株	2.3%
東京海上日動火災保険株式会社	5,803千株	2.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,554千株	2.1%
森永製菓グループ従業員持株会	5,130千株	2.0%
凸版印刷株式会社	3,666千株	1.4%

（注）1. 当社は自己株式10,602,220株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	森 永 剛 太	一般財団法人森永エンゼル財団 理事長
代表取締役社長	新 井 徹	監査部、ヘルスケア事業部、海外事業部担当
専務取締役	佐 藤 順 一	経営戦略部、関連事業部、コーポレートコミュニケーション部担当
専務取締役	野 田 修	生産本部担当
常務取締役	白 川 年 男	人事総務部、お客様サービスセンター、品質保証部担当
取締役	平久江 卓	菓子事業本部長、食品事業本部長 菓子事業本部、食品事業本部、ウイダー事業本部、製品計画部、物流部担当
取締役	太 田 栄二郎	菓子食品営業部、冷菓事業本部担当
取締役	内 山 進 一	経理部長 経理部担当 株式会社森永ファイナンス 代表取締役社長
取締役	伊 藤 建比古	研究所長 研究所担当
常勤監査役	須 田 敏 孝	
常勤監査役	伊 藤 直 紀	
監査役	太 田 東 平	
監査役	髙 橋 正 宏	

(注)1. 常勤監査役伊藤直紀および監査役髙橋正宏の両氏は社外監査役であります。
なお、伊藤直紀氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 取締役伊藤建比古および常勤監査役伊藤直紀の両氏は平成25年6月27日開催の第165期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

3. 代表取締役社長矢田雅之、取締役木村次男および常勤監査役島 勝彦の各氏は平成25年6月27日開催の第165期定時株主総会終結の時をもって退任しております。

（ご参考）　平成26年3月31日現在の執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。

地　　位	氏　　名	担　　当
上席執行役員	杉　浦　俊　明	コーポレートコミュニケーション部長
上席執行役員	茶　谷　紀　夫	生産本部資材部長
上席執行役員	西　宮　　正	経営戦略部長
上席執行役員	平　野　清　巳	生産本部長
上席執行役員	津久井　慶　太	研究所・開発企画部長
執　行　役　員	松　﨑　　勲	ウイダー事業本部長
執　行　役　員	山　下　充　洋	海外事業部長 上海森永食品有限公司 董事長 森永食品(浙江)有限公司 董事長
執　行　役　員	黒　田　和　彦	品質保証部長
執　行　役　員	小　川　耕　三	生産本部生産統轄部長
執　行　役　員	徳　山　義　家	人事総務部長
執　行　役　員	内　堀　公　和	冷菓事業本部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取　　締　　役	11名	220百万円
監　　査　　役 （うち社外）	5名 (3名)	50百万円 (24百万円)

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 第158期定時株主総会（平成18年6月29日）において決議された取締役の報酬額は月額3千万円以内（使用人分給与は含まない）であります。
3. 第143期定時株主総会（平成3年6月27日）において決議された監査役の報酬額は月額6百万円以内であります。
4. 上記のほか、当社は第159期定時株主総会（平成19年6月28日）における役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、12百万円の役員退職慰労金を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

区　分	氏　名	当事業年度における主な活動状況
監　査　役	伊 藤 直 紀	就任後開催の取締役会13回および監査役会18回の全てに出席し、適宜発言しております。
監　査　役	髙 橋 正 宏	当事業年度の取締役会18回および監査役会27回の全てに出席し、適宜発言しております。

5.　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	47百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

（注）1.　当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査業務の報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.　当社の重要な子会社のうち、台湾森永製菓股份有限公司、上海森永食品有限公司の監査は、それぞれが契約する現地の監査法人によって行われております。

(3) 非監査業務の内容

会計に関する助言・指導業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が「会社法」第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

なお、上記の場合のほか、適格性および信頼性において問題があると判断した場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に諮る方針です。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 基本方針

当社グループは、企業価値の最大化ならびに企業の永続的発展および強化を図ることを目的に、内部統制システムの強化および経営の効率化を図り、業務を適正に執行するとともに、監督および監査の実効性を高めることとする。

(2) 個別方針

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が適正に行われるために、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令および定款等の順守体制の確立に努めるとともに、監査役が当該システムの有効性と機能を監査する体制とする。

また、監査部を社長直轄とし、子会社を含めた全ての部門の内部監査を行い、内部監査の実効性を高めることとする。

「行動憲章」の下、「コンプライアンス委員会」を設置し、継続的な研修等により、コンプライアンス風土の維持・向上に努め、特に反社会的勢力とは断固として対決し、排除に努めるという考えに則り、反社会的勢力からの不法・不当な要求には一切応じないこととする。

また、国内子会社を含めた「ヘルプライン」（社内および社外）を設置し、コンプライアンス上問題となる情報を広く収集し、適切な対応を行うこととする。

なお、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用することとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書取扱い規程」等により、重要な会議の議事録、重要事項に係る決裁申請書等（書面および電磁的記録）について、法令および重要度に応じて保存期間を定め、保存および管理を行うこととする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「トータルリスクマネジメント委員会」を設置し、「トータルリスクマネジメント規程」を制定するとともに、想定されるリスクをカテゴリー別に分類および評価し、平常時における予防対策を実施することとする。

また、監査部は定期的な内部監査において、リスク管理の状況を監査することとする。

クライシスが発生した場合は、状況を速やかに評価・判断し、「対策本部」の設置、情報開示等、当該クライシスの性格に応じた必要な対応措置をとるとともに、原因究明、再発防止対策を行うこととする。

反社会的勢力に対しては、平素から関係行政機関などからの情報収集に努め、事案が発生した場合には警察等関係機関と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処することとする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「決定基準規程」の整備・運用により、法定事項および重要な職務の執行については取締役会で決定し、その他の職務については担当取締役等へ一部権限を委譲し、職務の執行を効率的に行うこととする。

⑤　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、当社に準じた手続きにより業務の執行を行うこととし、重要事項を決定する際は、「決定基準規程」に基づき、事前に当社の承認を得る体制とする。

また、内部監査の共通化により、当社の監査部が子会社を監査し、グループ全体の業務の適正を確保することとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、補助使用人を置くこととする。

補助使用人は、業務の執行にかかわる役職を兼務しないこととする。

また、補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人の任命、異動等の人事権にかかわる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得ることとする。

⑦ 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、「経営改革委員会」等の重要会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する体制をとることとする。

また、取締役および使用人は、職務の執行に関し、重大な法令および定款違反、もしくは不正行為の事実、または、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに常勤監査役に報告する体制をとることとする。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大量取得提案の中には、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量取得を行う者に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、中期経営計画を策定し、高収益安定企業を実現すべく戦略を立案・推進しております。現在の戦略の骨子は現業の進化、グローバル戦略、新市場の創造の3つであります。まず、現業の進化

として、経営資源の選択と集中を推進し、消費者の皆様のニーズを適確につかみながら、最適なプロダクトミックスを実現するべく努力しております。次にグローバル戦略として、既に中国を中心とするアジアおよび北米で事業展開を図っておりますが、早期に事業を確固たるものとしてまいります。最後に新市場の創造としては、現業を進化させるのみならず、「少子高齢化」「健康」をキーワードに、通販事業を強化・拡大すると共に、機能性付加価値商品の開発を進め、新たな市場を創造・開拓してまいります。

また、当社は、企業価値の最大化および企業の永続的発展を図ることを目的に、経営の健全性および効率性の向上、財務内容の信頼性の確保、適時適切な情報開示、法令の順守ならびに各ステークホルダーとの信頼関係の強化を基本方針としてコーポレートガバナンスの構築に取り組んでおります。こうした取組みの一環として、取締役の任期を１年とし、また、執行役員制度を導入し、迅速な業務執行を行うことができる体制を整えるなどしております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、第160期定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）を導入しましたが、旧プラン導入後の情勢の変化、法令等の改正等を踏まえて、旧プランの内容を一部変更した上で、第163期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、一定の株式保有割合を超えることとなる当社株式に対する大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株式等に対する買付（保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付、または公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付けを対象とします。）もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に買付

等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めています。

買付者等が本プランに規定する手続を順守しなかった場合、または当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など本プランが予め定める要件に該当した場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないという行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主に対して、新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、平成26年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

なお、本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ホームページにおける平成23年5月10日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」(http://www.morinaga.co.jp/company/houkoku/h23-0510_02.pdf)に掲載しております。

(3) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)①に記載した各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものであります。

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益

を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。
　さらに、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で更新されたものであること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていること、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会が設置され、本新株予約権の無償割当ての実施等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用することができるとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できると定められていること等から、その公正性・客観性は十分担保されており、企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

添付書類(2)

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位　百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**43,420**	**流動負債**	**36,971**
現金及び預金	4,765	支払手形及び買掛金	17,151
受取手形及び売掛金	18,172	短期借入金	345
商品及び製品	8,719	リース債務	387
仕掛品	423	未払金	8,590
原材料及び貯蔵品	5,199	未払法人税等	1,451
繰延税金資産	1,786	賞与引当金	1,788
その他	4,365	その他	7,256
貸倒引当金	△ 11	**固定負債**	**44,875**
固定資産	**101,021**	社債	10,000
有形固定資産	**76,402**	長期借入金	15,854
建物及び構築物	23,917	リース債務	634
機械装置及び運搬具	20,231	繰延税金負債	5,099
土地	30,645	役員退職慰労引当金	95
リース資産	824	退職給付に係る負債	6,513
その他	783	資産除去債務	130
無形固定資産	**2,881**	受入敷金保証金	6,437
のれん	2,332	その他	110
その他	548	**負債合計**	**81,847**
投資その他の資産	**21,737**	**純資産の部**	
投資有価証券	18,147	**株主資本**	**55,632**
退職給付に係る資産	1,433	**資本金**	**18,612**
繰延税金資産	784	**資本剰余金**	**17,186**
その他	1,428	**利益剰余金**	**22,369**
貸倒引当金	△ 57	**自己株式**	**△ 2,535**
		その他の包括利益累計額	**4,314**
		その他有価証券評価差額金	**4,753**
		繰延ヘッジ損益	**46**
		為替換算調整勘定	**333**
		退職給付に係る調整累計額	**△ 819**
		少数株主持分	**2,646**
		純資産合計	**62,594**
資産合計	**144,441**	**負債純資産合計**	**144,441**

添付書類(3)

連結損益計算書

（平成25年4月 1日から
平成26年3月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		164,603
売上原価		86,794
売上総利益		77,808
販売費及び一般管理費		73,950
営業利益		3,858
営業外収益		
受取利息及び配当金	312	
持分法による投資利益	9	
その他	712	1,035
営業外費用		
支払利息	136	
社債利息	44	
その他	266	447
経常利益		4,446
特別利益		
固定資産売却益	8,994	
投資有価証券売却益	313	9,308
特別損失		
固定資産除売却損	439	
減損損失	264	
その他	144	848
税金等調整前当期純利益		12,906
法人税、住民税及び事業税	2,129	
法人税等調整額	2,637	4,766
少数株主損益調整前当期純利益		8,140
少数株主利益		49
当期純利益		8,090

添付書類(4)

連結株主資本等変動計算書

（平成25年4月 1日から
平成26年3月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,612	17,186	15,840	△ 2,522	49,117
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,562		△ 1,562
当期純利益			8,090		8,090
自己株式の取得				△ 13	△ 13
自己株式の処分			△ 0	0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	6,528	△ 12	6,515
当期末残高	18,612	17,186	22,369	△ 2,535	55,632

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,633	96	△ 272	－	3,457	405	52,981
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 1,562
当期純利益							8,090
自己株式の取得							△ 13
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,119	△ 50	606	△ 819	856	2,241	3,097
連結会計年度中の変動額合計	1,119	△ 50	606	△ 819	856	2,241	9,613
当期末残高	4,753	46	333	△ 819	4,314	2,646	62,594

添付書類(5)

貸　借　対　照　表

（平成26年3月31日現在）

（単位　百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**35,713**	**流動負債**	**32,276**
現金及び預金	2,603	支払手形	530
受取手形	15	買掛金	15,365
売掛金	14,719	リース債務	347
製品	7,535	未払金	7,717
仕掛品	278	未払法人税等	1,179
原材料及び貯蔵品	3,974	未払費用	3,100
前払費用	987	賞与引当金	1,317
繰延税金資産	1,573	預り金	1,088
その他	4,029	従業員預り金	315
貸倒引当金	△ 4	その他	1,315
固定資産	**97,382**	**固定負債**	**40,718**
有形固定資産	**65,782**	社債	10,000
建物	17,672	長期借入金	15,700
構築物	1,327	リース債務	554
機械及び装置	15,224	繰延税金負債	6,005
車両運搬具	26	退職給付引当金	4,743
工具、器具及び備品	504	役員退職慰労引当金	95
土地	30,200	資産除去債務	130
リース資産	715	受入敷金保証金	3,419
建設仮勘定	110	その他	70
無形固定資産	**520**		
借地権	262	**負債合計**	**72,995**
その他	257	**純資産の部**	
投資その他の資産	**31,079**	**株主資本**	**55,597**
投資有価証券	13,030	**資本金**	**18,612**
関係会社株式	15,113	**資本剰余金**	**17,186**
長期前払費用	113	資本準備金	17,186
前払年金費用	2,043	**利益剰余金**	**22,333**
その他	882	その他利益剰余金	22,333
貸倒引当金	△ 54	特別償却準備金	259
投資損失引当金	△ 50	固定資産圧縮積立金	10,581
		別途積立金	7,000
		繰越利益剰余金	4,492
		自己株式	**△ 2,535**
		評価・換算差額等	**4,502**
		その他有価証券評価差額金	**4,502**
		繰延ヘッジ損益	**0**
		純資産合計	**60,099**
資産合計	**133,095**	**負債純資産合計**	**133,095**

添付書類(6)

損　益　計　算　書

（平成25年4月 1日から
平成26年3月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		147,628
売上原価		77,962
売上総利益		69,666
販売費及び一般管理費		66,983
営業利益		2,682
営業外収益		
受取利息及び配当金	334	
その他	544	878
営業外費用		
支払利息	115	
社債利息	44	
その他	203	363
経常利益		3,197
特別利益		
固定資産売却益	8,994	
投資有価証券売却益	313	9,308
特別損失		
固定資産除売却損	403	
減損損失	258	
関係会社株式評価損	9	
その他	144	815
税引前当期純利益		11,690
法人税、住民税及び事業税	1,641	
法人税等調整額	2,820	4,462
当期純利益		7,228

添付書類(7)

株主資本等変動計算書

（平成25年4月 1日から
平成26年3月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	18,612	17,186	17,186
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
固定資産圧縮積立金の積立			
固定資産圧縮積立金の取崩			
実効税率の変更に伴う積立金の増加			
特別償却準備金の取崩			
実効税率の変更に伴う準備金の増加			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	―	―	―
当期末残高	18,612	17,186	17,186

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金合計
	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	310	6,968	7,000	2,388	16,667
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△1,562	△1,562
固定資産圧縮積立金の積立		4,889		△4,889	―
固定資産圧縮積立金の取崩		△1,279		1,279	―
実効税率の変更に伴う積立金の増加		3		△ 3	―
特別償却準備金の取崩	△ 55			55	―
実効税率の変更に伴う準備金の増加	4			△ 4	―
当期純利益				7,228	7,228
自己株式の取得					
自己株式の処分				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	△ 51	3,613	―	2,103	5,665
当期末残高	259	10,581	7,000	4,492	22,333

（単位　百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,522	49,944	3,401	0	3,401	53,345
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,562				△1,562
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
実効税率の変更に伴う積立金の増加		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
実効税率の変更に伴う準備金の増加		—				—
当期純利益		7,228				7,228
自己株式の取得	△　13	△　13				△　13
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			1,100	0	1,101	1,101
事業年度中の変動額合計	△　12	5,652	1,100	0	1,101	6,754
当期末残高	△2,535	55,597	4,502	0	4,502	60,099

添付書類(8)　**連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本**

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

森永製菓株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桃崎　有治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五十嵐　徹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森永製菓株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

添付書類(9)　　**会計監査人の監査報告書 謄本**

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

森永製菓株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桃崎　有治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五十嵐　徹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森永製菓株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第166期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

添付書類(10)　　**監査役会監査報告書 謄本**

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第166期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担などを定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役などおよび会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担などに従い、取締役会に常時出席し、その他重要な会議については出席または関係書類を閲覧するほか、取締役などから職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況の調査立会などを行いました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況につき必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役などおよび有限責任監査法人トーマツから、当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びにその具体的な取組みについては、取締役会その他における審議の状況などを踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社に対しても必要に応じて事業の報告を求め、業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告などの監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する事項も含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みならびに不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年5月13日

森永製菓株式会社　監査役会

常勤監査役　須田敏孝　㊞

常勤監査役　伊藤直紀　㊞

監査役　太田東平　㊞

監査役　髙橋正宏　㊞

(注) 常勤監査役伊藤直紀および監査役髙橋正宏は社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期業績ならびに今後の事業展開などを慎重に検討してまいりました結果、次のとおり1株につき6円とさせていただきたいと存じます。

(1)　配当財産の種類
　　金銭

(2)　株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当社普通株式1株につき金6円　　総額 1,562,079,768円

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成26年6月30日

第2号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 社外取締役および社外監査役として有用な人材の招聘を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第32条（社外取締役の責任限定契約）および第42条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第32条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記(1)の変更に伴い、必要な条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線__は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
（新　設）	（社外取締役の責任限定契約） 第32条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

現 行 定 款	変 更 案
第32条～第40条（省　略）	第33条～第41条（現行どおり）
（新　設）	（社外監査役の責任限定契約） 第42条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第41条～第44条（省　略）	第43条～第46条（現行どおり）

第3号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成20年6月27日開催の第160期事業年度（平成20年3月期）に係る当社定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益（以下「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入について株主の皆様のご承認をいただき、その後、平成23年6月29日開催の第163期事業年度（平成23年3月期）に係る当社定時株主総会において、当該対応策の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下、当該更新後の対応策を「現行プラン」といいます。）。

現行プランの有効期間は、本総会終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、当社は、平成26年5月14日開催の当社取締役会において、下記Ⅰ．の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、現行プランを更新することを決定いたしました（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）。

つきましては、当社定款第13条の定めに基づき、下記Ⅱ．2．「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役

会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。
本プランへの更新に際しては、形式的な文言の修正を行っておりますが、その基本的な内容は現行プランと同一であります。
なお、本プランを決定した当社取締役会には、当社監査役4名（うち2名は社外監査役）の全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同する旨の意見を述べております。

記

Ⅰ．　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。
しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ．　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。
当社取締役会は、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行

為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

２．本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(b) 手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大２分の１まで希釈化される可能性があります。

(d) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い

社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(5)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会はかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①または②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

① 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付

② 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)を行う者の株券等所有割合(注6)およびその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等およびそのグループ（共同保有者(注8)、特別関係者、買付者等を被支配法人等(注9)とする者の特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等

を含みます。）

② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針

⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(e)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価・代替案等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜合理的な回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 独立委員会による検討作業

買付者等から情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長90日間の検討期間（ただし、下記(e)③に記載する場合等には、

独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し、その旨買付者等および当社取締役会に通知します。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。なお、独立委員会検討期間は、当社取締役会からの情報・資料等の提供の完了を問わずに開始されるところ、当社取締役会からの情報・資料等の提供の完了には一定の期間を要すると見込まれることから、独立委員会検討期間は最長90日間としております。

買付者等は、独立委員会が、直接または当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

② 株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実および本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行います。

(e) 独立委員会における判断

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその旨ならびに延長の期間および理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を順守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、または（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（i）当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存在しなくなった場合

（ⅱ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権

の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（ただし、30日間を超えないものとします。）、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施する決議（当社定款第13条第１項に基づく決議となります。）がなされた場合には、当該株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(f)に記載される当社取締役会または株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

(a) 上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供および独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を順守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を

事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

(e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合

(f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針または事業計画等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

(g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド価値、商品開発力、研究開発力、品質管理体制、取引先との協力・信頼関係、または社会的信用を損なうことなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式(注10)（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、1円を下限とし

て当社株式1株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者（注11）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者（注12）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（注13）（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに

未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成26年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置します。本プランへの更新が本総会で承認された場合、更新後の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社の補欠社外監査役1名および社外の有識者2名から構成される予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙１「独立委員会規則の概要」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本総会の決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行

われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、有価証券上場規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、その他当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、および（修正または変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

（ご参考）

本プランの内容は、上記Ⅱ．2．に記載のとおりですが、①本プランへの更新時および本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響、ならびに②本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

① 株主および投資家の皆様等への影響

(1) 本プランへの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を当社取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施する決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることになります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相

当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権の無償割当てを実施する決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅱ．２．(2)「本プランに係る手続」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

(a) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書およびこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書およびこれらの必要書類が到達し、かつ、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社株式1株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

② 本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由は、下記(1)および(2)のとおりです。

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されて

おります。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として更新されるものです。

また、上記Ⅱ．2．(6)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引き続き独立性の高い社外有識者等で構成される独立委員会により行われることといたしました。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅱ．2．(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことがないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランへの更新後の独立委員会の委員は、当社経営陣から独立性の高い当社の補欠社外監査役1名および社外の有識者2名で構成される予定です（独立委員会の委員選任基準、決議要件および決議事項等については別紙１「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙２「独立委員会の委員の氏名および略歴」のとおりです。）。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅱ．2．(2)(e)「独立委員会における判断」およびⅡ．2．(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当

ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(f) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅱ．2．(2)(d)「買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(g) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅱ．2．(6)の「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注 1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
(注 2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
(注 3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
(注 4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
(注 5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
(注 6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
(注 7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
(注 8) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
(注 9) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
(注10) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(注11)「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
(注12)「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注12において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注12において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
(注13)ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以上

独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ⅱ)当社社外監査役（補欠社外監査役を含む。）、または(ⅲ)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、会社経営者（元会社経営者を含む。）、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準ずる者で適切な者とし、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役（補欠社外監査役を含む。）であった独立委員会委員が、取締役または監査役（補欠社外監査役を含む。）でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
 ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 ② 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 ④ 買付者等との交渉・協議
 ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討・提示

⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容および提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

別紙２

独立委員会の委員の氏名および略歴

本プランへの更新後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

須藤　修（すどうおさむ）
弁護士　当社補欠社外監査役
［略歴］
昭和27年 1月24日生
昭和55年 4月　弁護士登録
東京八重洲法律事務所入所
平成 5年 4月　あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）創設、パートナー
平成11年 6月　須藤・髙井法律事務所設立、パートナー（現在に至る）
平成17年 9月　株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役（現在に至る）
平成21年 6月　イーバンク銀行株式会社（現楽天銀行株式会社）社外取締役（現在に至る）
平成23年 6月　三井倉庫株式会社社外監査役（現在に至る）
平成24年 6月　株式会社アコーディア・ゴルフ社外取締役（現在に至る）

※ 須藤　修氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

知野雅彦（ちのまさひこ）
公認会計士
［略歴］
昭和38年10月26日生
昭和63年10月　会計士補登録
港監査法人（現あずさ監査法人）入所
平成 4年 8月　公認会計士登録
平成 5年 7月　ＫＰＭＧＬＬＰ（ＫＰＭＧ米国法人）出向
平成 9年 8月　センチュリー監査法人（現あずさ監査法人）帰任
平成13年 9月　株式会社ＫＰＭＧ　ＦＡＳ設立、代表取締役（現在に至る）

※ 知野雅彦氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

山本礼二郎（やまもとれいじろう）
経営コンサルタント
［略歴］
昭和35年10月3日生

昭和59年 4月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
平成 2年 5月	Ａ．Ｔ．カーニー社シカゴ本社勤務
平成 3年 7月	株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）ロンドン支店勤務
平成10年 7月	株式会社さくら銀行企業情報部クロスボーダーM&Ａグループヘッド
平成12年 1月	ユニゾン・キャピタル株式会社ディレクター
平成16年 4月	ＧＣＡ株式会社（現ＧＣＡサヴィアン株式会社）取締役パートナー
平成17年10月	株式会社メザニン代表取締役
平成18年 3月	神戸大学経営大学院客員教授
平成19年 9月	インテグラル株式会社代表取締役パートナー（現在に至る）

※ 山本礼二郎氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

以上

第4号議案　取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、新たに社外取締役1名を増員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	森永剛太（もりながごうた） （昭和14年9月13日生）	昭和37年 4月　当社入社 昭和58年 6月　当社取締役就任 昭和63年 6月　当社常務取締役就任 食品事業本部長委嘱 平成 4年 6月　当社専務取締役就任 平成 7年 6月　当社代表取締役専務就任 平成 9年 6月　当社代表取締役社長就任 平成18年 6月　当社代表取締役会長就任（現任） ［重要な兼職の状況］ 一般財団法人森永エンゼル財団 理事長	1,921,202株
2	新井徹（あらいとおる） （昭和25年6月3日生）	昭和48年 4月　当社入社 平成20年 6月　当社取締役就任 広報・ＩＲ部長兼広告部長委嘱 平成21年 6月　当社経営企画室長委嘱 平成22年 4月　当社経営企画部長委嘱 平成23年 7月　当社経営戦略部長委嘱 平成24年 6月　当社常務取締役就任 平成25年 6月　当社代表取締役社長就任（現任） ［担当］ 監査部、ヘルスケア事業部、海外事業部、新領域創造事業部	49,000株
3	佐藤順一（さとうじゅんいち） （昭和23年8月18日生）	昭和46年 4月　当社入社 平成14年 6月　当社取締役就任 経理部長兼グループ事業企画部長委嘱 平成16年 4月　当社経理部長委嘱 平成17年 6月　当社常務取締役就任 平成19年 4月　当社イノベーションセンター長委嘱 平成22年 4月　当社経理部長委嘱 平成23年 6月　当社専務取締役就任（現任） ［担当］ 経営戦略部、コーポレートコミュニケーション部	110,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	野田（のだ） 修（おさむ） (昭和22年12月13日生)	昭和45年 4月　当社入社 平成11年 6月　当社取締役就任 鶴見工場長委嘱 平成12年 6月　当社イノベーションセンター長委嘱 平成13年10月　当社デザイン室長兼製品計画室長委嘱 平成13年11月　当社菓子事業本部長委嘱 平成17年 4月　当社不動産事業部長委嘱 平成18年 6月　当社常務取締役就任 平成23年 6月　当社専務取締役就任（現任） 平成26年 4月　当社生産本部長委嘱（現任） [担当] 生産本部	172,000株
5	白川（しらかわ） 年男（としお） (昭和28年8月4日生)	昭和52年 4月　当社入社 平成17年 6月　当社取締役就任 人材開発部長委嘱 平成20年 2月　当社人事総務部長委嘱 平成25年 6月　当社常務取締役就任（現任） [担当] 人事総務部、お客様サービスセンター、品質保証部	79,100株
6	平久江（ひらくえ） 卓（たかし） (昭和36年11月24日生)	昭和59年 4月　当社入社 平成18年 6月　当社執行役員冷菓事業本部長 平成20年 6月　当社上席執行役員冷菓事業本部長 平成21年 4月　当社上席執行役員菓子事業本部長 平成22年 6月　当社取締役就任（現任） 菓子事業本部長委嘱 平成25年 6月　当社食品事業本部長委嘱 平成26年 4月　当社マーケティング本部長委嘱（現任） [担当] マーケティング本部、市場開発事業部	32,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	太田　栄二郎（おおた　えいじろう） （昭和34年6月30日生）	昭和57年 4月　当社入社 平成16年 7月　当社理事菓子食品営業部長 平成18年 6月　当社執行役員菓子食品営業部長 平成21年 4月　当社執行役員冷菓事業本部長 平成22年 6月　当社上席執行役員冷菓事業本部長 平成23年 6月　当社取締役就任（現任） 冷菓事業本部長委嘱 平成26年 4月　当社営業本部長委嘱（現任） ［担当］ 営業本部、物流部	29,000株
8	内山　進一（うちやま　しんいち） （昭和36年2月17日生）	昭和58年 4月　株式会社三菱銀行入行 平成21年 5月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行名古屋営業本部名古屋営業第三部長 平成22年 8月　同行外為事務部長 平成24年 6月　当社取締役就任（現任） 平成25年 4月　当社経理部長委嘱（現任） ［担当］ 経理部、関連事業部 ［重要な兼職の状況］ 株式会社森永ファイナンス 代表取締役社長	9,000株
9	伊藤　建比古（いとう　たつひこ） （昭和25年5月10日生）	昭和57年 4月　神戸学院大学栄養学部講師 昭和60年 4月　同大学栄養学部助教授 昭和60年 7月　米国ＯＮＧＯＧＥＮ社（現ブリストルマイヤーズ・スクイブ株式会社）主任研究員 平成 3年 3月　森永開発株式会社入社 平成15年 4月　当社入社 平成17年 7月　当社理事ヘルスフードサイエンス研究所長 平成18年 6月　当社上席執行役員ヘルスフードサイエンス研究所長 平成21年 4月　当社上席執行役員ヘルスケア事業部長 平成25年 6月　当社取締役就任（現任） 研究所長委嘱（現任） ［担当］ 研究所	45,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	※宮井 真千子（みやい まちこ） （昭和35年9月29日生）	昭和58年 4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 平成13年10月 同社くらし研究所長 平成17年 4月 同社理事 平成18年 4月 同社理事クッキング機器ビジネスユニット長 平成23年 4月 同社役員環境本部長兼節電本部長 平成24年10月 同社役員Ｒ＆Ｄ本部未来生活研究担当 平成26年 4月 同社顧問（現任）	0株

（注） 1. ※印は新任候補者であります。
2. 取締役候補者の森永剛太氏が理事長を兼務する一般財団法人森永エンゼル財団に対し、当社は運用財産の寄付、その他の取引を行っております。その他の候補者については、候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 宮井真千子氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 宮井真千子氏は、電機業界にてマーケティング等の重要な業務執行経験を有しており、当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から経営全般に関する客観的・中立的な助言によりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、これまで、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 当社は、社外取締役候補者である宮井真千子氏が選任された場合、第2号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件に、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 平成26年4月1日付で、以下の組織改正を行いました。
(1) マーケティング本部を新設し、傘下に総合企画部、菓子食品マーケティング部、冷菓マーケティング部、ウイダーマーケティング部、製品計画部を設置いたしました。
(2) 営業本部を新設し、傘下に営業戦略部、菓子食品営業部、冷菓営業部を設置いたしました。
(3) 市場開発事業部および新領域創造事業部を新設いたしました。

第5号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役須田敏孝氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
茶谷 紀夫（ちゃだに のりお） （昭和26年9月3日生）	昭和50年 4月 当社入社 平成13年10月 当社人材開発部長 平成15年 6月 当社資材部長 平成18年 6月 当社執行役員資材部長 平成19年 6月 当社上席執行役員資材部長 平成26年 4月 当社社長付（現任）	39,000株

（注） 1. 茶谷紀夫氏は新任候補者であります。
2. 茶谷紀夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

第6号議案　補欠監査役1名選任の件

平成22年6月29日開催の第162期定時株主総会において補欠監査役に選任された須藤　修氏の選任の効力は、本定時株主総会終結の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
須藤（すどう）　修（おさむ） （昭和27年1月24日生）	昭和55年 4月　弁護士登録 東京八重洲法律事務所入所 昭和58年 4月　東京八重洲法律事務所 パートナー 平成 5年 4月　東京八重洲法律事務所と桝田江尻法律事務所の合併によるあさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）創設 パートナー 平成11年 6月　須藤・髙井法律事務所開設 パートナー（現任） 平成17年 9月　株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役（現任） 平成21年 6月　イーバンク銀行株式会社（現楽天銀行株式会社）　社外取締役（現任） 平成23年 6月　三井倉庫株式会社社外監査役（現任） 平成24年 6月　株式会社アコーディア・ゴルフ社外取締役（現任）	0株

（注）1. 須藤　修氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 須藤　修氏は社外監査役の補欠候補者であります。
3. 須藤　修氏を補欠の社外監査役候補とした理由は、長年の弁護士としての経験に培われた法律知識を、同氏が監査役に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくためであります。同氏は弁護士として企業法務に精通し、また他社において社外取締役および社外監査役を経験されており、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、須藤　修氏が社外監査役に就任された場合は、第2号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件に、会社法第427条第1項に基づく賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　　**東京都港区高輪四丁目10番30号**
品川プリンスホテル　アネックスタワー5階
「プリンスホール」

電話 03-3440-1111(代表)

下車駅　　ＪＲ線・京浜急行線　　品川駅（高輪口）　徒歩2分



※　駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK